

市 民

1. 広 聴	89
2. コミュニティ推進	91
3. 市 民 協 働	93
4. 男 女 共 同 参 画	94
5. 消 費 者 行 政	96
6. 文 化 振 興	97
7. 安 心 安 全	102
8. 防 災 ・ 危 機 管 理	106
9. 桜 島 火 山 对 策	109
10. 国 民 年 金	113
11. 国 民 健 康 保 険	114
12. 市 民 サービスステーション	119
13. コンビニ交付による証明発行	120
14. ワンストップ窓口サービスの実施	120
15. 個人番号カードの交付	120
16. 人 権 啓 発	121



▶ 防災点検

市 民

市民関係では、相談・広聴業務をはじめ、コミュニティづくり、市民協働、男女共同参画、消費生活、市民文化の創造、安心安全なまちづくり、防災・危機管理、国民年金、国民健康保険、戸籍・住民基本台帳及び印鑑登録、人権に関する各種業務を推進している。

特に、総合的な危機管理や防災力の充実を図るため、原子力対策や避難対策を実施するほか、市民との協働による活力ある地域づくりを進めるため、コミュニティビジョンを推進している。

1 広 聴

(1) 広 聴

名 称	摘 要
市長とふれあいトーク	<p>市長が自ら地域や市民の活動の場などに出向き市民と市政について懇談を行い、市政に関する意見・意向を聴取し、市政推進の参考にする。</p> <p>（平成27年度実績）</p> <p>○ 開催回数 8 回（地域巡回型 2 回、グループ公募型 2 回、イベント等参加型 2 回、学校訪問型 2 回）</p>
まちかどコメンテーター	<p>まちかどコメンテーターに対する市政に関するテーマでのアンケート調査を実施することにより、市民の意見やニーズを把握し、市政運営の参考とするとともに、市民の市政への関心を高める。</p>
子どもミーティング	<p>次世代を担う子ども達が鹿児島市のまちづくりについて、アイデアを出し、夢を語り合い意見交換を行う「子どもミーティング」を開催し、その意見を市政運営の参考とすることで、若い世代の市民参画を推進する。</p> <p>○ 対 象 中学生・高校生 20人</p>
わたしの提言	<p>市政に関する建設的な意見、提言などを市内の公共施設等に備え付けた専用の手紙セットやホームページの専用フォームにより寄せてもらうもので、寄せられた提言は、直接市長が目を通し、今後の市政推進の参考とする。</p> <p>○ 手紙の設置箇所 158カ所（平成28. 4. 1 現在）</p>
市政出前トーク	<p>市民グループの要請により、職員が地域に出向いて、市政について分かりやすく説明するとともに、市民の意見や提言等を聴取しながら、ともにまちづくりを考えていこうとするもので、市民参画の推進と市民の意見や提言等の市政への反映を図る。</p> <p>○ テーマ数 129テーマ（平成28. 4. 1 現在）</p> <p>○ 開催件数 381件（平成27年度実績）</p>

(2) 市民相談

市政に対する要望・意見等に対応する市政相談をはじめ、日常発生するさまざまな市民の悩み事に対して、市民相談員等による一般相談、専門家による法律相談、税務相談、登記相談、人権相談などを実施し、市民の生活の安定を図る。(相談は無料)

種 別	場 所	実 施 日	相 談 員	概 要
市 政 相 談	市民相談センター 各支所	月～金曜日	市職員	市政に対する要望・意見など
一 般 相 談	市民相談センター 各支所（東桜島を除く）	月～金曜日	市民相談員 市職員	相続問題、離婚の手続き、金銭貸借など日常発生する悩みごと
法 律 相 談 (昭和36年5月～)	市民相談センター 谷山支所	月12回 (予約制) 月4回 (予約制)	鹿児島県弁護士会会員	民事上の法律問題など全般
税 務 相 談 (昭和46年5月～)	市民相談センター 谷山支所 伊敷支所 吉野支所	年10回	南九州税理士会鹿児島支部会員	所得税、相続税、贈与税など個人に課される国税に関すること
登 記 相 談 (昭和52年4月～)	市民相談センター 谷山支所 伊敷支所 吉野支所	月1回	鹿児島県司法書士会鹿児島支部 会員 鹿児島県土地家屋調査士会鹿児島 支部会員	不動産(相続等)の登記申請手続き 土地建物の調査・測量など
建 築 相 談 (昭和53年10月～)	市民相談センター	年2回	鹿児島県司法書士会鹿児島支部 会員	不動産(相続等)の登記申請手続き
人 権 相 談 (昭和57年4月～)	市民相談センター 谷山・伊敷・吉野支所 吉田・桜島・喜入・ 松元・郡山支所	月1回 年4回	(一社)鹿児島県建築士事務所 協会会員 人権擁護委員 法務局職員	新築・増築の手続き、工事契約な ど建築全般、耐震相談など 人権に関すること、近隣・家庭内 のもめごとなど
花と緑の相談 (昭和57年4月～)	市民相談センター	月1回	花と緑の相談員	庭木のせん定、植物の管理など
不 動 産 鑑 定 相 談 (平成元年10月～)	市民相談センター	月1回	(公社)鹿児島県不動産鑑定士 協会会員	不動産の鑑定評価、地代・家賃の 適正価格など
行政関係申請 手 続 き 相 談 (平成10年11月～)	市民相談センター 谷山支所	月1回	鹿児島県行政書士会会員	許認可、営業認可、外国人ビザ・ 帰化、その他官公署に提出する書 類の作成などに係ること

(3) 鹿児島市総合案内コールセンター（サンサンコールかごしま）

目 的 市民からの問い合わせを専用電話等で受け付け、迅速かつ的確な対応を行い、市民サービスの向上を図る。

開設年月日 平成20年1月10日

運営日時 年中無休 午前8時から午後9時まで

F A X、電子メールは24時間受信

電話番号等 電話：099-808-3333（はれは・さんさん・サンサンコール）

F A X：099-808-2525（はれは・ここにこ）

<http://www.33call.jp/>

問い合わせ内容 市役所での手続き、イベント情報、施設案内など

2 コミュニティ推進（平成28. 4. 1 現在）

(1) 町内会集会所建築等補助事業（平成9年度から実施）

地域におけるコミュニティづくりの場となる集会所の建築等を行う町内会等に対し、交付対象経費（100万円以上に限る）の2分の1以内で、新築・取得の場合は500万円を、増築・改築の場合は300万円を限度に補助を行う。（平成27年度実績12件）

(2) 集会所建築等資金融資あっせん（昭和52年度から実施）

地域におけるコミュニティづくりの場の整備促進を図ることを目的に、町内会の集会所建築等に対して金融機関へ融資のあっせんをする。（平成27年度実績1件）

あっせん内容 集会所の新築・増改築の場合はその工事見積額の範囲内で50万円以上1,000万円以内、土地建物同時取得の場合は1,500万円以内、ただし災害により改築等を要することとなった場合は工事見積額の範囲内で10万円以上1,000万円以内

返済方法 10年以内元金均等返済（6カ月以内の据置可）

(3) みんなで参加わがまちづくり支援事業（平成18年度から実施）

地域コミュニティ活動の活性化や地域の連帯強化を促進するため、町内会等が夏祭り、運動会など住民同士の親睦交流を図る活動や、文化祭、広報紙の発行など地域社会づくりのための活動を実施する場合、交付対象経費の3分の1相当額（限度額6万円）を補助する。申請は1年度につき1回。（平成27年度実績551件）

(4) 町内会広報活動推進事業（昭和58年度から実施）

地域コミュニティ活動の推進を図るため、広報活動に必要な印刷機器、拡声器、パソコン及びデジタルカメラを購入並びに掲示板を設置する町内会等に対し、交付対象経費の3分の1相当額で、1町内会当たり通算して15万円を限度に補助する。

また、最終交付の年度から10年度を経過した団体に対しては、再度10万円を限度に補助する。（平成27年度実績25件）

(5) 町内会降灰除去機購入費補助事業（昭和60年度から実施）

桜島爆発による降灰から快適な生活環境を守るため、町内会等が歩道や生活道路等の降灰除去に必要な手押し式降灰除去機を購入する場合、交付対象経費の2分の1相当額（限度額1台当たり5万円）を補助する。（平成27年度実績1件）

(6) コミュニティ研修会（昭和62年度から実施）・交流会（平成14年度から実施）・活動推進講座（平成24年度から実施）の開催

地域におけるコミュニティづくりの向上を図るため、町内会長や役員、市民を対象に研修会や交流会、講座を開催する。

(7) 町内会集会所バリアフリー化支援事業（平成21年度から実施）

高齢者等の地域コミュニティ活動への参加促進を図るため、補助対象とする集会所のバリアフリー化を行う町内会等に対し、交付対象経費の2分の1相当額（限度額50万円）を補助する。（平成27年度実績6件）

(交付対象経費)

集会所本体又は集会所の建物と一体となって集会所のバリアフリー化に資する設備で次に掲げる項目に直接要する経費

- ① 手すりの設置に要する経費
- ② 玄関、廊下、集会室等の段差解消に要する経費
- ③ 建物入口部分へのスロープの設置
- ④ 和式トイレの洋式トイレへの変更に要する経費
- ⑤ 開き戸から引き戸への変更に要する経費

(8) 町内会加入促進事業（平成21年度から実施）

町内会加入や活動への参加を促進するため、転入者等へ市民課窓口などでの加入案内を行うとともに、8月を町内会加入促進月間と位置づけて周知広報に取り組み、町内会活動に対する市民意識の醸成を図る。

(9) 町内会設立・加入きっかけづくり支援事業（平成22年度から実施）

町内会が実施する町内会加入促進活動を支援するため、未加入世帯を戸別訪問して配布する用品等については交付対象経費の3分の2、それ以外については2分の1相当額（限度額6万円）を補助する。申請は1年度につき1回。（平成27年度実績20件）

また、町内会のない地域において、設立に向けた活動に必要な経費について3万円を限度に補助する。（平成27年度実績無）

(10) コミュニティビジョン推進事業（平成23年度から実施）

小学校区内で活動している町内会をはじめとする各種団体が、連携、協力して地域課題の解決や地域資源の活用に取り組む地域コミュニティ協議会の設立とその活動を支援するとともに、29年度以降に設立を予定している校区への周知・広報等を行う。

(11) 地域まちづくりワークショップ事業（平成19年度から実施）

地域住民が主体となって設置・運営し、地域プランの実践に取り組む「地域まちづくりワークショップ」を支援する。

(12) 町内会パワーアップ事業（平成28年度から実施）

市内の大学等と連携し、学生の参加による町内会加入や地域活動参加を呼びかけるポスター等の制作及び町内会行事等への学生の派遣を行う。

(13) 地域まつり支援事業

地域住民のふれあいと地域社会の活性化を促進するため、吉田・喜入・松元・郡山地域のまつりへ助成を行う。

(14) 改新交流センター

設置目的

地域住民のふれあい及び交流を促進し、地域の活性化を図る。

施設概要

施設内容 1階 和室
 2階 多目的ホール、資料室

	その他 多目的広場
所在地	古里町262番地
建物概要	ア 建物構造 鉄筋コンクリート造 地上2階建 イ 延床面積 370㎡
開館	平成28年3月17日
休館日	12月29日～1月3日
開館時間	午前9時～午後5時
使用料金	ア 和室 1時間につき100円 イ 多目的ホール 1時間につき200円

3 市民協働

(1) 「鹿児島市の市民参画を推進する条例」

(施行期日)

平成15年6月1日

(目的)

本市における市民参画の基本的な事項を定めることにより、市政への市民参画の推進を図り、もって市民と市との協働によるまちづくりを進めることを目的とする。

(条例の概要)

① 市民参画手続の明確化（第6条）

- ア パブリックコメント手続の実施
- イ 審議会等への付議
- ウ 意見交換会等の開催
- エ ワークショップ方式等

（※原則としてパブリックコメント手続を実施）

② 市民参画手続を実施する対象施策の明確化（第7条）

- ア 市の基本的な政策を定める計画及び個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- イ 公用又は公共用に供される重要な施設の建設等に係る計画の策定又は変更
- ウ 次に掲げる条例、規則等の制定又は改廃
 - ・市の基本的な方針又は制度を定めるもの
 - ・市民に義務を課し、又はその権利を制限することを内容とするもの
 - ・市民生活に重大な影響を及ぼすもの

③ 市民の意見等の取扱い（第9条）

市民からの意見等について、市が施策に反映させるよう努めるとともに、その結果を公表する。

④ 市民参画手続の実施予定及び前年度における実施状況の公表（第11条）

毎年度、市民参画手続の実施予定及び前年度における実施状況を市民に公表す

る。

⑤ 「鹿児島市市民参画推進に関する市民会議」の設置（第22条－第30条）

本市の市民参画の推進について調査審議する、公募市民や学識経験者等で構成された「市民参画推進に関する市民会議」を設置する。

(2) 「鹿児島市と市民活動団体等との協働推進について～市民活動の現状と促進方策～」

(策定月)

平成16年3月（平成26年3月改定）

(概要)

協働によるまちづくりを進めるうえでパートナーとして重要な役割を担う市民活動団体等との協働を推進するため、その基本的考え方や方策について取りまとめたものである。

① 目標

市民活動団体等をまちづくりのパートナーとして位置づけ、自主性・自立性を尊重するなかで、より効果的な協働関係の構築に努める。

② 方策

次の項目を柱に取り組みこととしている。

- ・市民の協働意識の醸成
- ・市民活動団体の運営基盤づくりや活動への支援
- ・企業との協働・連携の促進
- ・職員の意識向上と環境づくり

③ 主な施策

ア 市民とつくる協働のまち事業

公益的なサービスを提供するNPO等の活動に対し、その経費の一部を助成する。

イ NPO連携促進事業

NPO、事業者等の連携を促進するとともに、市とNPO等とのネットワークづくりを推進するための取り組みを行う。

ウ 市民活動応援講座

NPO等の市民活動団体に関する組織運営の手法や事業の企画方法などのノウハウを習得する講座を開催する。

4 男女共同参画

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は重要な課題の一つであり、国内外で取組が進められている。

本市は、平成26年4月に施行した「鹿児島市男女共同参画推進条例」及び平成24年3月に策定した「第2次鹿児島市男女共同参画計画」に基づき、男女共同参画センターを拠点として、市民、事業者と一体となった総合的な施策の推進に努め、誰もが

安心していきいきと暮らせる心豊かな男女共同参画社会の実現に取り組んでいく。

(1) 「男女共同参画推進条例」

（施行期日）平成26年4月1日

（目的）男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者、市民団体及び教育に携わる者の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(2) 男女共同参画計画の推進

本市における男女共同参画に関する施策を総合的かつ体系的に取り組んでいく。

- ① 鹿児島市男女共同参画審議会の開催
- ② 鹿児島市男女共同参画推進連絡会議の開催
- ③ 職員対象研修会の開催

(3) 広報啓発

男女共同参画社会への理解と認識を深めるため、男女共同参画に関する啓発や法律、施策の情報提供を行う。

- ① 男女共同参画情報誌「すてっぷ」の発行
- ② 男女共同参画に関する情報の収集提供

(4) DV等対策

配偶者等からのあらゆる暴力の根絶のため、予防啓発及び被害者支援の取り組みを行う。

- ① 生徒・学生向けデートDV講演会及び若者による若者のためのデートDV講座の開催
- ② DV防止啓発誌の作成・配布
- ③ カードサイズDVリーフレットの作成・配布
- ④ DV防止庁内連絡会議の開催
- ⑤ 配偶者暴力相談支援センター業務
- ⑥ DV防止対策委員会の開催

(5) 男女共同参画センター

設置目的 男女共同参画社会づくりをめざす活動拠点施設として、学習、情報、支援、相談、調査研究の5つの機能を基に事業を行う。

所在地 荒田一丁目4番1号

開館 平成13年1月25日

開館時間 午前9時30分～午後9時30分（日曜日・祝日は午後6時まで）

休館日 月曜日（祝日の場合はその後の最初の平日）、12月29日～1月3日

施設内容 鹿児島市生涯学習プラザとの複合施設（生涯学習プラザについてP345参照）

- | | | |
|------------|------------|-------|
| ア 図書情報コーナー | イ 情報体験コーナー | ウ 相談室 |
| エ 講堂 | オ スタジオ | カ 託児室 |
| キ 研修室 | ク 交流サロン | ケ 食工房 |

- | | | | |
|---|-----------|---|------------|
| コ | 生活工房 | サ | マルチメディア学習室 |
| シ | 情報活用セミナー室 | ス | 多目的フロア |
| セ | 伝統文化セミナー室 | | |

事業計画

① 学習・啓発事業の実施

① サンエールフェスタ開催事業

男女共同参画社会の実現に向けて、市民と共に考え行動する参画型イベントを開催し、広く男女共同参画の意識を醸成するとともに、イベントへの参加を通じた市民の情報発信や交流を支援する。

② 学習・研修事業

男女共同参画に対する理解と認識を深めることや能力開発、生涯にわたる健康管理等を目的とした学習機会を提供する。

② 情報の収集提供

男女共同参画に関する市民の理解を深めるため、情報を収集提供する。

- ・ 図書、ビデオ・DVDの貸し出し

③ 市民活動の支援

男女共同参画に関する市民のさまざまな活動を支援し、ネットワークづくりを促進する。

④ 相談事業

主に女性が抱えるさまざまな問題について、男女共同参画の視点を持って相談に対応し、自らの力で解決できるよう支援する。

- ① 総合相談
- ② 専門相談（法律相談、心理相談、男性相談）
- ③ 再チャレンジ相談
- ④ グループ相談

⑤ 調査研究支援事業

男女共同参画社会の実現に向けて、市民の身近にある現実や課題について市民企画により調査研究、分析を行い、報告書を作成する。

5 消費者行政

消費生活センター

設置目的 消費生活に関する情報の収集及び提供等を行い、市民の消費生活の安定及び向上を図る。

所在地 鴨池二丁目25番1-31号

開館 平成6年4月1日

開館時間 月～金 午前9時～午後5時15分

休 館 日	土曜日、日曜日、国民の祝日、12月29日～1月3日		
施設内容	ア 相談コーナー	イ 展示コーナー	
	ウ 情報コーナー	エ サークルコーナー	
	オ 研修室	カ こどもの部屋（託児室）	

主な事業

(1) 消費生活相談

専門の相談員を配置し、消費生活に関する相談を受け付け、その解決のために必要な助言等を行う。また、月2回弁護士による消費生活法律相談を行う。

(2) 消費者啓発

消費生活に関する知識を身につけ、主体的・合理的に行動できる消費者を育成するために消費生活教室、親子一日教室を実施するとともに学校、町内会、老人クラブ、企業等を対象に消費生活出張講座を実施する。また、一般向け、若年層向け及び高齢者向け等、対象に応じた各種啓発資料を作成するとともに、学校等において消費生活パネル展を展開する。

(3) 消費生活エキスポかごしま事業

市民への消費生活に関する情報提供を目的に消費者団体の活動発表や消費生活に関するパネル等の展示・実演のほか、幅広い年代層に対応する体験型イベント等を行う。

(4) 消費生活情報の収集・提供

〈消費者教育担い手育成事業〉

地域に根ざした消費者啓発を促進し、消費者被害の未然防止を推進するため、地域において、簡易な出張講座を行う地域消費者リーダーを養成する。

〈情報提供〉

消費生活センターニュースの発行をはじめ、各種パンフレット等の作成、図書・ビデオの貸出し、展示コーナーでの展示パネル等により情報提供に努める。

(5) 消費者団体の育成・活動支援

消費生活に関するリーダーを養成することを目的に、消費者団体の学習会等を支援する。

(6) A（悪質商法）B（撲滅）C（シティ）消費者情報ネットかごしま事業

消費者被害未然防止ネットワーク会議を開催して関係機関との連携を図るとともに、メールマガジン等による被害情報の提供など消費者被害情報を共有することにより、消費者への「見守り機能」を強化し、本市における悪質商法の撲滅に資する。

6 文化振興

(1) 市民文化祭

毎年、9～12月に市民文化祭を開いている。

謡曲連合大会、いけばな展、薩摩琵琶演奏大会、茶会、南日本俳句大会、南日本短

歌大会、邦楽演奏会、詩吟剣舞道大会、薩摩狂句大会、煎茶、オペラ、バレエ、写真展

(2) ふるさと芸能祭

郷土に伝承されている民俗芸能を広く市民に公開し、郷土芸能に対する理解を深めるとともに、郷土を愛する心を高める。

出演者 郷土芸能保存団体等

(3) 文化事業の共催

市内の文化団体と共催で文化事業を実施し、芸術鑑賞の機会を拡充するとともに文化団体の育成に資する。

(4) 鹿児島市少年少女合唱団

鹿児島市に在住し、市内の小・中学校に在籍する少年少女による合唱団を育成し、その演奏活動を通じて児童文化の向上を図り、豊かな情操を養うとともに、音楽水準の向上に寄与する。

設 立 昭和48年12月

隊 員 30人（平成28年3月末現在）

(5) 児童文学振興事業

椋鳩十氏の「20分間読書運動」「よき書き手、よき読み手の育成」などの精神を引き継ぎ、本市に根ざした文学振興の取り組みを行う。

① 児童文学創作講座

児童文学者などによる、児童文学概論から創作の方法、作品の添削指導等の講座を開催し、児童文学の書き手の育成を図る。

② 児童書の出版助成制度

児童文学に関する優れた作品に対して出版助成を行い、児童文学の書き手の育成を図る。（出版実費の1/2以内で50万円を上限に助成）

③ 「金の鈴」読み聞かせ会

夏休み等の長期休暇を利用して校区公民館において小学生を対象とした読み聞かせを実施し、子どもの読書活動へのさらなるきっかけづくりを行う。

④ 椋鳩十児童文学賞受賞者交流会

椋鳩十児童文学賞の歴代の受賞者を招き、児童・生徒との交流会（受賞者による講話等）を実施し、椋鳩十氏の周知と文学振興を図る。

⑤ 子どもたちに聞かせたい創作童話

創作童話の募集、表彰等を通して市民の童話に対する理解と関心を深め、創作童話への意欲の増進を図るとともに、作品を通じて子どもたちの夢をはぐくみ、美しい心を育てる。

(6) 小・中学校等での芸術鑑賞事業

地元の芸術文化団体による小・中学校や子育て支援施設での演奏会等の公演や国内

外の優れた舞台芸術の鑑賞機会の提供により、子どもたちの豊かな情操を育てる。

(7) 歴史・文化資産のデジタル化推進事業

貴重な歴史・文化資産をはじめとして、市内の文化財や伝統工芸品等の情報のデジタル化を進め、インターネットにより広く情報発信する。

(8) 文化薫る地域の魅力づくりプラン推進事業

平成23年度に策定した「文化薫る地域の魅力づくりプラン」に基づき、美術、音楽、地域伝統芸能といった本市ゆかりの文化を生かした、元気な地域づくり・人づくりにつながる取り組みを実施する。

(9) かがしま近代文学館・かがしまメルヘン館

設置目的

鹿児島にゆかりのある作家とその作品等を紹介する「かがしま近代文学館」と、世界各地の童話・民話等を人形・映像その他で紹介する「かがしまメルヘン館」を複合的に設置することにより、本市の文学振興、文化の向上を図るとともに、物語の世界の演出により、子どもたちに夢を与え、豊かな感性を育む。

施設概要

① かがしま近代文学館

地下1階 収蔵庫、くん蒸室、機械室など

1 階 鹿児島情熱絵巻、ゆかりの作家たちの情熱、文学アトリエ、ライブラリー、事務室、喫茶室

2 階 鹿児島文学の群像、向田邦子の世界、文学ホールなど

② かがしまメルヘン館

地下1階 わくわくスタジオ、メルヘンホールなど

1 階 おはなしのまち、おはなしの散歩道、親子読書コーナー

2～3階 おはなしの散歩道、絵本のお城

展示概要

① かがしま近代文学館

「ゆかりの作家たちの情熱」

鹿児島ゆかりの5人の作家が創作にかけた情熱を、様々なテーマの下、ジオラマや 文学資料、遺愛の品々等をとおして紹介する。

「文学アトリエ」

「ことばアトリエ」で、ことば遊びができる映像装置、ワークショップをとおして、楽しみながらことばの世界に触れられ、また、「本のひろば」で、歴代の「椋鳩十児童文学賞」受賞作品やお薦めの本などをくつろぎながら読むことができる。

「鹿児島文学の群像」

鹿児島ゆかりの22人の作家を紹介。また、さまざまなテーマで収蔵品展や企

画展 などを開催する。

「向田邦子の世界」

原稿等の直筆をはじめ、遺愛の品々を展示し、向田の面影をたどり、その作品世界を紹介する。

② かごしまメルヘン館

「わくわくスタジオ」

オリジナルのお話を完成させていく「まっしろな絵本」があり、また、世界各地の民族人形や日本各地の郷土玩具など様々な人形を展示する。

「おはなしのまち」

童話に出てくるお家やミニアスレチックなどで遊びながらお話の世界を楽しめる。

「おはなしの散歩道」

『不思議の国のアリス』の世界をトリックアートなどで楽しめる。

「絵本のお城」

お気に入りの絵本を手にとって読むことなどができる。

所在地 城山町5番1号

建物概要 (ア) 建物構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下1階地上3階建
 (イ) 敷地面積 3,418.15㎡
 (ウ) 建築面積 2,289.36㎡
 (エ) 延床面積 5,874.31㎡

開 館 平成10年1月29日

休 館 日 毎週火曜日(休日の時はその後の最初の平日), 12月29日～1月1日

開館時間 午前9時30分～午後6時(入館は午後5時30分まで)

観覧料金

		区 分	個 人	団 体
常 設 展 示	近 代 文 学 館	一 般	300円	240円
		小 ・ 中 学 生	150円	120円
		年 間 観 覧 券 (一 般)	600円	-
		年 間 観 覧 券 (小 ・ 中 学 生)	300円	-
	メ ル ヘ ン 館	一 般	300円	240円
		小 ・ 中 学 生	150円	120円
		年 間 観 覧 券 (一 般)	600円	-
		年 間 観 覧 券 (小 ・ 中 学 生)	300円	-
	共 通	一 般	500円	400円
		小 ・ 中 学 生	250円	200円
		年 間 観 覧 券 (一 般)	1,000円	-
		年 間 観 覧 券 (小 ・ 中 学 生)	500円	-

・ 共通…近代文学館とメルヘン館の共通券 ・ 未就学児は無料 ・ 団体は20人以上

(1) 市民文化ホール

施設概要

- ① 開館年月日 昭和58年2月6日
- ② 位 置 与次郎二丁目3番1号
- ③ 構造及び規模 鉄筋コンクリート造, 一部鉄骨造, 地下1階, 地上5階
- ④ 敷地面積 48,271.51㎡ (文化公園を含む)
- ⑤ 建築面積 8,150.62㎡ (延床面積19,689.29㎡)
- ⑥ 工 期 昭和55年12月28日～57年12月10日
- ⑦ 建設事業費 7,929,000千円
- ⑧ 施設案内

ア 第1ホール

音楽的催しに重点を置く多目的ホールで客席数1,990席 (他に車いすスペース8席)

イ 第2ホール

演劇の催しに重点を置く多目的ホールで客席数952席 (他に車いすスペース6席)

ウ 市民ホール

約400人収容の平土間形式の会議室兼用のホール

エ 練習室

オ 会議室, 和室

カ 展望ギャラリー

キ 駐車場 駐車台数 373台

⑨ 平成27年度利用状況

	第1ホール	第2ホール	市民ホール
利 用 率	71%	71%	77%
入 場 者 数	223,449人	78,283人	31,862人

(12) 谷山サザンホール

施設概要

- ① 開館年月日 平成元年10月20日
- ② 位 置 谷山中央一丁目4360番地
- ③ 構造及び規模 鉄筋コンクリート造, 一部鉄骨造, 地下1階, 地上2階
- ④ 敷地面積 6,933㎡
- ⑤ 建築面積 3,320㎡ (延床面積 5,970㎡)
- ⑥ 工 期 昭和63年3月5日～平成元年10月2日
- ⑦ 建設事業費 2,800,000千円
- ⑧ 施設内容

ア ホール 客席数800席 (他に車いすスペース6席)

イ 練習室

- ウ 会議室, 和室
- エ 市民ギャラリー, 展示室
- オ 駐車場 駐車台数 74台
- ⑨ 平成27年度ホール利用状況
- ア 利用率 78%
- イ 入場者数 57,587人

7 安心安全

(1) 「鹿児島市安心安全まちづくり条例」

(施行期日)

平成17年10月4日

(目的)

犯罪、事故及び自然災害を未然に防止し、市民みんなが安心して暮らすことのできる安全なまちづくりについて、基本理念並びに市、市民等及び事業者の責務を定め、それぞれが連携し、及び協力することにより、安心して暮らすことのできる安全な地域社会の実現を図ることを目的とする。

(概要)

安心安全なまちづくりのため、自らの安全は自ら守るとともに地域の安全は地域で守るという基本理念のもと、市は、市民や事業者等の意見を積極的に反映させ、安心安全なまちづくりを推進するために必要な施策等を実施すること、市民等は、所有する土地等の適正な管理や市の施策への協力、犯罪等の発生時の通報等を行うよう努めることなどが盛り込まれている。

(2) 「鹿児島市暴力団排除条例」

(施行期日)

平成26年4月1日

(目的)

市及び市民等が、地域の安全は地域で守るという基本認識のもと、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市及び市民等の役割を明らかにするとともに、暴力団排除に関する施策等を定めることにより、市民の安全で平穏な生活の確保を図ることを目的とする。

(概要)

暴力団追放「三ない運動+1」（恐れない、利用しない、金を出さない、交際しない）を基本に、市は、暴力団の排除に関する施策の推進や安全確保のための警察への保護要請などを、市民等は、市が行う取組みへの協力や市や警察等へ情報提供などを行うよう努めることを定めたほか、少年保護のための通報措置や特別強化地域の指定等が盛り込まれている。

また、条例の制定に際し、市と市教育委員会と市内三警察署とで協定を結び、連携の

強化を図った。

(3) 安心安全まちづくり事業

安心安全まちづくりについての広報啓発や、安心安全まちづくりを総合的に推進するための「鹿児島市安心安全まちづくり推進会議」の運営などを行う。

(4) 安心安全まちづくりアドバイザーの配置

セーフコミュニティの推進などの新たな取組や市民への啓発活動等、安心安全なまちづくりを効果的に推進するため、専門的な指導や助言等を行う「安心安全まちづくりアドバイザー」1人を配置している。

(5) 安心安全パートナーシップ事業

犯罪等の未然防止に関する市民意識の向上を図るとともに、市民自らが行う地域の安全の確保に関する自主的な活動の促進等を図る。

- 安心安全まちづくり市民大会の開催
- 安心安全研修会の開催
- 安心安全協力事業所の登録 など

(6) 安心安全地域リーダー育成事業

地域の防犯、防災活動等のリーダーを育成するため、「鹿児島市安心安全アカデミー」を開催する。

① コース・受講人員

	コース	受講人員		コース	受講対象・人員
1	防犯・事故防止基礎コース	50人	3	防犯・事故防止マスターコース	防犯・事故防止基礎コース修了者 20人
2	防災基礎コース	50人	4	防災マスターコース	防災基礎コース修了者 20人

※ 防災基礎コースの修了者には、日本防災士機構が実施する「防災士資格取得試験」の受験資格が与えられる。

- ② 講座回数 各コース8回・1回当たり2時間
- ③ 受講料 無料
- ④ 各マスターコース修了者を「安心安全推進員」に委嘱し、市と協働で安心安全なまちづくりを推進する。

(7) 安心安全推進員連絡協議会

安心安全アカデミーマスターコース修了者に委嘱している「安心安全推進員」の自主的な調査研究活動の促進や相互連携等を図るため、協議会の運営や研修会の開催等の活動を支援する。

(8) 安心安全教育指導員

防犯及び交通安全に関する知識を有する者4人を配置し、小学校、幼稚園、保育園、町内会などの要請により、防犯教室及び交通安全教室を開催して、防犯及び交通安全に関する知識の普及を図る。

(9) 地域安心安全推進指導員

地域において自主的な防災活動を行う自主防災組織や、地域の安全確保に関する自主的な活動を行う団体等で構成する地域安心安全ネットワーク会議の結成促進と活動に関する相談・助言等を行うことにより市民との協働による安心安全なまちづくりを推進する。

(10) 交通事故・暴力団排除相談員

交通事故相談及び暴力団排除相談に関する知識を有する専門の相談員1人を配置し、賠償問題や暴力団の排除に関する相談その他の諸問題について指導助言を行う。

(11) 地下壕安全対策事業

地下壕の安全対策を図るため、地権者等の同意を得て倉庫等の利用を除く立入り可能な地下壕の壕口の封鎖工事などを行う。

(12) セーフコミュニティ推進事業

安心安全まちづくり条例に基づく、犯罪、事故、自然災害の未然防止の取組に加え、「事故やけがは原因を調べ対策を行うことにより、予防できる」との考えのもと、さまざまな統計データやアンケートなどの分析結果に基づき、地域住民、行政、関係団体などが協働して事故やけがを予防する「セーフコミュニティ」の取り組みを推進する。

(経過等)

24年度 認証取得の取組宣言

27年度 現地審査

国際認証取得 (28年1月29日)

(推進体制)

鹿児島市セーフコミュニティ推進協議会

鹿児島市外傷サーベイランス委員会

分野別対策委員会

(7つの重点取組分野)

取組分野	目 的
交 通 安 全	交通事故の減少
学 校 の 安 全	児童生徒の事故の減少
子 ども の 安 全	子どもの身体と心の安心・安全を守る
高 齢 者 の 安 全	高齢者の外傷の減少 高齢者虐待の減少
D V 防 止	D Vの防止
自 殺 予 防	自殺者数の減少
防災・災害対策	地域防災力の向上

(13) 防犯団体連合会等への補助

犯罪を防止し、明るく住みよいまちづくりを推進している防犯団体を援助、育成強化するため補助金を交付する。

(14) 防犯灯に対する補助

防犯灯を設置し維持管理する町内会等に対し、設置費及び電気料を補助する。

○防犯灯設置費補助金

小柱式 24,000円 小柱のみの取替 14,000円

共架式 10,000円

明るい照明補助加算

(インバータ式防犯灯及びLED防犯灯を設置した場合) 6,000円

○防犯灯電気料補助金

基準の範囲内で100%補助

(15) 特設防犯灯の設置

町内会等のはざまの必要な箇所に特設防犯灯を市で設置し、夜間における犯罪の防止と市民の通行の安全を図る。

(16) 防犯パトロール隊への支援

地域で自主的に活動する防犯パトロール隊の結成促進を図り、市民の方々が安心して暮らせる安全なまちづくりを推進するため、パトロール活動に必要な用品を支給する。

(防犯パトロール隊1団体当たり50,000円以内・支給から満5年以上経過している団体については再支給の制度あり)

(17) 青色回転灯装着パトロール車導入の支援

青色回転灯を装備した車両(青パト)の導入促進を図るため、青色回転灯や車両用拡声器などの青パト用品を支給する。

(青パト1台当たり50,000円以内)

(18) 青パト活動費の補助

青パトによる防犯活動の積極的な展開と青パト隊の結成促進を図るため、青パト隊に対し燃料費などの活動費補助を行う。

(青パト1台当たり年額18,000円)

(19) 犯罪被害者支援センターの活動支援

犯罪被害者やその遺族等の被害の回復や軽減を図るために、「公益社団法人がごしま犯罪被害者支援センター」に負担金を支出する。

(20) 地域安心安全ネットワーク会議活動支援事業

小学校区ごとに、防犯パトロール隊、スクールガードなどの相互連携や情報の共有化を図る「地域安心安全ネットワーク会議」の設立・運営を支援するため、会議を実施する団体等に補助を行う。(3年を限度に年額50,000円以内、その後は3年を限度に年額30,000円以内) また、夜間における暗がりのチェックや交通危険箇所等の環境診断などを行う当該団体に年額20,000円以内を補助する。

(21) 交通安全対策会議

○根 拠 交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第18条第1項の規定

に基づき、昭和45年12月24日鹿児島市交通安全対策会議条例により設置している。

- 目 的 市交通安全計画の作成及び実施の推進、その他市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画を審議し、その実施を推進する。

(22) 交通安全市民運動推進協議会

- 目 的 交通事故を防止するため、市民総ぐるみの交通安全運動を積極的に推進する。

- 主な事業

- ・春と秋の全国交通安全運動及び夏、年末年始の交通事故防止運動
- ・スクールゾーン委員会への助成及び交通安全母の会活動
- ・交通遺児等への見舞品贈呈
- ・自転車安全運転・盗難防止キャンペーン

(23) 児童通学保護員

- 目 的 通学児童及び通園園児の登校・登園時における道路交通の安全確保を図る。
- 身 分 小学校長、幼稚園長及びPTA会長が推せんする者の中から市長が委嘱する非常勤嘱託である。
- 人 員 209人（平成28年度予算人員）
- そ の 他 保護員の職務従事中の災害については、公務災害補償条例により補償する。

(24) 違法駐車対策

円滑な道路交通の確保と市民の安全で快適な生活環境を保持するため、広報・啓発活動を行い、駐車マナーの向上を図り、違法駐車を防止する。

(25) チャイルドシート使用促進

チャイルドシート使用の効果や正しい使用方法についての講習会を開催し、チャイルドシート未使用や不適正着用による事故防止を図る。

8 防災・危機管理

(1) 防災会議

- 根 拠 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条の規定に基づき、設置している。
- 目 的 市地域防災計画の作成及び実施の推進や、市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項の審議等を行う。

(2) 災害対策本部

- 設 置 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市長は

災害対策本部を設置する。現地にて、特別な対策を必要とするときは、現地災害対策本部を設置する。

本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び本部員で構成する。また、本部に対策部を置き、それぞれ対策部長を置く。

- 配 備
- 第1 配備 災害の規模等に応じて、次の配備（職員の招集）を行う。
比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれのあるときに災害対策本部が設置されたとき。
- 第2 配備 大きな災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。（広範囲にわたり、避難所を運営している場合など）
- 第3 配備 大きな災害が発生し、被害が甚大と予想される時、又は甚大な災害が発生したとき。（災害救助法が適用された場合など）

(3) 国民保護法制関連事業

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）（平成16年法律第112号）第35条の規定に基づき作成した「鹿児島市国民保護計画」に基づき、国民保護に関する普及啓発を行い、市民への周知を図るとともに訓練など平素からの備えや予防に努めるなど、国民保護措置を総合的に推進する。

(4) 水防計画

水防法（昭和24年法律第193号）第33条の規定及び市地域防災計画に基づき、鹿児島市域における水防事務の調整及び円滑な実施を図るため必要な事項を規定し、洪水、津波又は高潮等による水災の警戒・防衛及び被害軽減を行い、もって公共の安全を保持することを目的とする。

(5) 防災条例

市と市民とが一体となって総合的な防災対策を進め、災害に強い安全なまちづくりをめざして防災条例を制定

名 称	鹿児島市開発行為、建築等における災害の防止に関する条例
施行年月日	昭和52年4月1日
概 要	この条例は第1章～第6章で構成され、市の責務、市民の責務、開発行為・建築等における防災、避難及び通報等を盛り込んである。

(6) 防災行政無線

災害時における迅速・確実な情報伝達及び現場の情報収集や災害活動の情報連絡体制の確立のため、移動系及び同報系防災行政無線を整備している。

同報系防災行政無線については、平成24年度から26年度にかけて、全市一体的に整備し、27年度から全面運用を行っている。

設備の概要

移 動 系	（市職員等間で災害時の情報収集及び情報連絡を行う無線設備）
固 定 局	市役所本庁1、吉田支所1、喜入支所1、松元支所1、郡山支

	所 1
中 継 局	吉野中継局, 平野中継局, 高野南中継局, 平野岡中継局, 大浦中継局 遠隔制御装置を市役所本庁, 錦江工事事務所, 谷山建設課, 伊敷支所, 東桜島支所, 桜島東分遣隊, 吉田支所, 喜入支所, 南消防署喜入分遣隊, 松元支所, 郡山支所に置き操作を行う。
移 動 局	車両用64 携帯・可搬用106 計170
同 報 系	(屋外拡声子局及び戸別受信機で住民等に情報伝達する無線設備)
親 局	本庁 1
中 継 局	吉野中継局, 吉田中継局, 喜入中継局, 松元中継局, 郡山中継局
遠隔制御装置	東桜島支所 1, 吉田支所 1, 桜島支所 1, 喜入支所 1, 松元支所 1, 郡山支所 1, 消防局 1
屋外拡声子局	市内252局 (うち, 2局は再送信局のみ) 中央地域30局, 谷山地域44局, 伊敷地域24局, 吉野地域18局, 吉田地域29局, 桜島地域35局, 喜入地域31局, 松元地域22局, 郡山地域19局

(7) 自主防災組織育成促進事業

自主防災組織の結成に伴い, 必要な資機材を整備する組織について, 1組織当たり1回限り10万円を限度として補助を行う。

上記の資機材整備補助を受けてから, 5年以上経過した組織について, 1組織当たり1回限り7万円を限度として補助を行う。

また, 防災意識の高揚を図るため, 以下の防災訓練等を実施した組織に対し, 1組織当たり, 年2回限り, それぞれ2万円を限度に助成を行う。

- ① 組織が単独で実施する訓練
- ② 複数の組織又は小中学校などと連携して実施する訓練
- ③ 地域の防災マップの作成
- ④ 避難行動要支援者への支援活動
- ⑤ 地域の危険箇所の防災点検
- ⑥ その他市長が認めるもの

※注) 2回目の助成は, 1回目の活動と異なる場合に限る

(8) 避難行動要支援者避難支援等事業

災害発生時等に自ら避難することが困難な要介護者や重度の障害者など(避難行動要支援者)が, 地域の中で避難の支援が受けられるようにするため, 避難行動要支援者名簿の作成や個別支援計画の作成, 避難支援者の確保等を行う。

(9) 原子力災害対策事業

市地域防災計画(原子力災害対策編)や市原子力災害対策避難計画に基づき, 防災

訓練や市民への広報等を行う。

(10) 防災資機材等備蓄事業

大規模災害の発生に備え、発災直後の避難生活に必要な資機材等を、小学校を中心とした防災拠点となる78カ所の避難所等や本庁・各支所に分散して、平成26年度から29年度までの4年間で備蓄することにより、防災対策の強化を図る。

9 桜島火山対策

(1) 桜島火山爆発対策

火山爆発災害の特殊性、桜島の地形的態様からくる応急対策の困難性等を考慮し、市地域防災計画の中に桜島爆発対策計画を定めている。

桜島火山の大爆発又はそのおそれがあり、大きな災害が発生すると認められるとき、異常現象の広報、避難、緊急輸送等の応急対策を実施し、住民の安全を図る。また、平成28年度は、平成27年8月の噴火警戒レベル4への引き上げ対応を踏まえ、新たに市街地側の大量降灰対策や長期にわたる避難生活支援対策を検討するとともに、台風等との複合災害時の避難計画の検討など、火山災害対策を強化する。

(2) 桜島火山対策の経緯

昭和38年度	市地域防災計画において、桜島爆発対策計画を策定
昭和46年度～	桜島火山爆発総合防災訓練を実施（以降毎年1月12日を目安に実施）
昭和47年度～	桜島降灰検診事業の実施（～平成20年度）
昭和48年度～	「活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律」制定 避難施設緊急整備地域の指定（桜島島内（鹿児島市及び桜島町）） 避難施設緊急整備事業、防災営農対策事業の実施
	国による治山事業の実施
昭和50年度～	防災林業対策事業の実施
昭和51年度～	国による砂防事業の実施
昭和52年度～	鹿児島市降灰対策委員会設置、桜島火山活動対策協議会設置
昭和53年度～	「活動火山対策特別措置法」の制定、降灰防除地域の指定 降灰除去事業、降灰防除事業の実施
昭和59年度～	海面環境保全事業の実施
昭和60～63年度	桜島有村地区の集団移転事業の実施
昭和63年度	「鹿児島国際火山会議」開催
平成6年度	桜島火山防災マップ及びポケットブック作成・配布
平成10年度	「アジア活火山サミット」開催
平成22年度	桜島火山ハザードマップ作成・配布
平成24～25年度	桜島大正噴火100周年事業の実施
平成25年度	「国際火山学地球内部化学協会（IAVCEI）2013年学術総会」開催

平成27年度 噴火警戒レベル4への引き上げ対応（島内避難）

(3) 活動火山対策特別措置法の趣旨（平成27年度改正）

火山の爆発その他の火山現象により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域等について、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針を策定するとともに、警戒避難体制の整備を図るほか、避難施設、防災営農施設等の整備及び降灰除去事業の実施を促進する等特別の措置を講じ、もって当該地域における住民、登山者その他の者の生命及び身体の安全並びに住民の生活及び農林漁業、中小企業等の経営の安定を図る。

(4) 桜島火山災害対策委員会

桜島の火山災害対策についての総合施策を効果的に推進する。

(5) 桜島火山活動対策協議会

桜島の継続的な火山活動に伴う対応策の協議、関係法令の整備充実、国・県への意見の反映を図るため要望活動を行うなど、その総合的施策を推進する。（昭和52年10月8日に設置）

組 織

鹿児島市、垂水市、霧島市及び鹿屋市で組織し、関係市の長、議長及び当該特別委員会委員長等を委員とする。

(6) 避難施設の整備

退避舎、退避壕の機能保持を図るため、必要な補修を行う。また、平成28年度は、新たに黒神埋没鳥居の駐車場に退避壕を設置するとともに、全退避壕に四か国語表記の看板を設置する。

(7) 平成28年度桜島火山対策事業費

(単位：千円)

事業費	27年度 当初予算額	28年度 当初予算額	増減 (B)-(A)	28年度財源内訳			事業内容
				国	県	市費等	
1. 降灰除去事業	1,229,348	1,203,548	▲ 25,800	616,978	0	586,570	
(1)道路降灰除去事業	777,526	777,583	57	428,226		349,357	路面清掃車のリース費用含む
(2)公共下水道降灰除去事業	3,715	3,413	▲ 302			3,413	
(3)歩道緑地帯降灰除去事業	12,640	12,647	7	8,064		4,583	歩道の緑地帯内
(4)宅地降灰除去事業	284,531	285,905	1,374	139,068		146,837	
(5)公園降灰除去事業	20,105	20,109	4	9,120		10,989	公園内の駐車場や園路
(6)電車軌道敷降灰除去事業	429	433	4			433	
(7)学校校庭等降灰除去事業	66,000	66,000	0	32,500		33,500	学校校庭 体育施設 65,000 1,000
(8)本庁舎等降灰除去事業	23,251	23,265	14			23,265	本庁舎 133 青果市場 648 魚類市場 331 社会福祉施設等 19,843 市立病院 100 観光施設 1,315 桜島支所 103 東桜島支所 70 船舶局 722
(9)降灰除去機購入補助事業	539	145	▲ 394			145	町内会 145 商店街 0
(10)ク灰袋配布事業	36,295	10,172	▲ 26,123			10,172	一般家庭 10,003 商店街 0 学校幼稚園 169
(11)アーケード降灰除去補助事業	1,665	1,000	▲ 665			1,000	補助率2分の1・ 限度額20万円/回
(12)桜島降灰量観測委託事業	2,652	2,876	224			2,876	市内22地点観測
2. 降灰防除事業	49,468	137,327	87,859	27,149	0	110,178	
(1)児童福祉施設電気料補助事業	5,199	352	▲ 4,847			352	私立保育所(認可) 0 私立保育所(認可外) 352
(2)学校施設降灰防除施設整備事業	44,269	50,405	6,136	5,507		44,898	学校クーラーの特別教室等の機器更新等
(3)浄水施設覆蓋整備事業	0	86,570	86,570	21,642		64,928	河頭浄水場(ろ過池等)の覆蓋整備
3. 避難施設整備事業	104,822	116,021	11,199	15,100	0	100,921	
(1)避難施設補修事業	989	14,207	13,218			14,207	桜島支所 178 東桜島支所 0 危機管理課 14,029
(2)避難施設保守管理事業	85,242	80,378	▲ 4,864	15,100		65,278	避難港の施設維持費
(3)避難港泊地浚渫事業	17,860	18,230	370			18,230	〃
(4)防災無線保守管理事業	731	3,206	2,475			3,206	危機管理課 3,206 桜島支所 0

事業費	27年度 当初予算額	28年度 当初予算額	増減	28年度財源内訳			事業内容
				国	県	市費等	
4. 融資制度	5,740	6,371	631	0	0	6,371	
(1)中小企業資金融資事業	5,740	6,371	631			6,371	災害対策資金・経営安定化 資金保証料補助 災害対策資金利子補給金
5. 農林水産業対策事業	46,995	50,893	3,898	0	164	50,729	
(1)降灰地域土壌等矯正事業	2,976	2,801	▲ 175			2,801	土壌矯正資材購入費補助
(2)降灰地域茶安定対策事業	0	0	0				施設整備費補助
(3)降灰地域果樹安定対策事業	0	0	0			0	被覆施設建設補助
(4)降灰地域野菜安定対策事業	0	0	0			0	除灰用機械導入補助
(5)びわ病虫害防除対策事業	956	783	▲ 173			783	薬剤購入費補助
(6)耐灰性作目等導入促進事業	1,448	1,153	▲ 295			1,153	耐灰性作目導入補助
(7)びわ果実降灰被害防止対策事業	1,738	1,317	▲ 421			1,317	被覆資材購入費補助
(8)特産かんきつ生産安定対策事業	529	481	▲ 48			481	資材購入費補助
(9)降灰地域施設整備事業	13,450	10,573	▲ 2,877			10,573	被覆施設整備費補助、 資材購入費補助
(10)降灰地域被覆施設整備更新事業	2,873	4,176	1,303			4,176	被覆資材更新経費補助
(11)飼料作物調整施設設置事業	904	4,008	3,104			4,008	飼料作物調製機械 等の導入助成
(12)降灰地域畜産施設整備事業	10,792	14,272	3,480			14,272	桜島地域での畜産施設 の整備経費助成
(13)農業用施設等災害復旧事業	11,000	11,000	0			11,000	桜島降灰除去及び 農地、農業用施設等 災害復旧
(14)海面環境保全事業	329	329	0		164	165	海面環境保全委託
6. 火山活動対策費	6,732	25,063	18,331	0	0	25,063	
(1)桜島火山活動対策協議会負担金	710	710	0			710	
(2)桜島火山活動対策事業費	5,187	23,512	18,325			23,512	桜島火山爆発 総合防災訓練、 地域防災計画火山 災害対策編作成等
(3)桜島砂防センター運営管理委託費	835	841	6			841	
(4)桜島火山対策要覧改訂事業		0	0			0	
合 計	1,443,105	1,539,223	96,118	659,227	164	879,832	

10 国民年金

国民年金制度は、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、必要な給付を行う制度である。

市では、法定受託事務として、第1号及び任意加入被保険者に係る資格関係届書、保険料免除・納付猶予関係申請書、給付関係基礎年金裁定請求書の受理、審査及び給付を行い、日本年金機構との協力・連携事務として、相談対応、周知・広報等を行い、市民の国民年金受給権の確保に努める。

(1) 福祉年金

① 福祉年金裁定請求等送付状況

	区分 年度	送付件数		
		老齢 福祉	障害 基礎	計
裁 定	26	0	158	158
	27	0	157	157
未支給 年 金	26	2	55	57
	27	2	54	56

② 福祉年金額 (平成28年度)

老齢福祉年金 (年額) 399,700円
 障害基礎年金 (年額)
 1 級 975,125円
 2 級 780,100円
 ※障害基礎年金には子の加算あり
 1 人目・2 人目 1 人につき 224,500円
 3 人目以降 〃 74,800円

③ 福祉年金受給権者数

(平成28年3月末現在)

区 分	老 齢 福 祉	障 害 基 礎	計
受 給 権 者 (人)	5	6,639	6,644

(2) 拠出年金

① 拠出年金裁定請求等送付状況

	区分 年度	送付件数				
		老 齢	障 害 基 礎	遺 族 基 礎	寡 婦	計
裁 定	26	87	68	3	1	159
	27	78	62	4	1	145
未支給 年 金	26	514	33	0	0	547
	27	460	19	0	0	479

② 拠出年金額 (平成28年度)

老齢基礎年金 (満額) 780,100円
 障害基礎年金 福祉年金と同額
 遺族基礎年金 (年額) 基本額780,100円
 ※遺族基礎年金には子の加算あり
 1 人目・2 人目 1 人につき224,500円
 3 人目以降 〃 74,800円

③ 拠出年金受給権者数

(平成28年3月末現在)

区 分	老 齢	老 齢 基 礎	障 害	障 害 基 礎	遺 族 基 礎	寡 婦	計
受 給 権 者 (人)	8,006	128,886	320	3,047	260	72	140,591

④ 被保険者数及び免除等状況

(単位：人)

区 分 年 度	第 1 号 被保険者	任意加入 被保険者	計	保険料免除・納付猶予者		
				法定免除	申請免除等	計
平成26年度末	77,176	1,258	78,434	9,176	30,430	39,606
平成27年度末	74,847	1,162	76,009	9,048	27,793	36,841

※申請免除等（若年者納付猶予・学生納付特例含む）

11 国民健康保険 事業開始 昭和32年11月1日

(1) 事業概況（平成28年4月1日現在）

○加入状況

人 口(A)	603,779人	国保被保険者数(B)	134,310人
加入率(B)／(A)	22.24%		
世帯数(a)	274,655世帯	国保世帯数(b)	84,415世帯
加入率(b)／(a)	30.73%		

○保険給付状況

① 療養の給付

給付率 義務教育就学前 8割
 義務教育就学後70歳未満 7割
 70歳以上75歳未満 8・9割 平成26年4月以降に70歳になる人は8割、それ以前に70歳になった人は9割（ただし、一定以上の所得者は7割）

給付内容 ア 診察（一般・歯科） イ 薬剤又は治療材料の支給
 ウ 処置・手術その他の治療 エ 病院又は診療所への入院

- ② 入院時食事療養費 入院時の食事療養に要した費用の額から標準負担額を控除した額を支給
- ③ 入院時生活療養費 65歳以上75歳未満の人（入院医療の必要性が高い患者を除く）が療養病床に入院した場合、生活療養（食事と居住費）に要した費用から標準負担額を控除した額を支給
- ④ 療 養 費 療養に要した費用に各給付率を乗じた額を支給
- ⑤ 移 送 費 療養の給付を受けるため医師の指示により一時的、緊急的な必要性があつて病院又は診療所に移送された場合に支給
- ⑥ 海外療養費 海外で療養に要した費用に各給付率を乗じた額を支給
- ⑦ 高額療養費 病院等で支払う一部負担金が自己負担限度額を超えた場合にその超過額を支給

- ⑧ 高額介護合算療養費 8月から翌年7月までの1年間に病院等で支払う医療費と介護サービス費の一部負担金の合算額(国保加入者に限る)が基準額を超えた場合にその超過額を支給
- ⑨ その他の給付 出産育児一時金 世帯主に対して
- ・産科医療補償制度に該当の場合 420,000円
 - ・上記以外の場合 404,000円
- 葬 祭 費 葬祭を行った者に対して 20,000円

○保険税賦課状況

賦課期日 4月1日
 賦課方式 所得割, 被保険者均等割, 世帯別平等割の三方式
 納 期 年10期 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 1, 2, 3の各月
 (普通徴収)

年度別の税率, 賦課割合状況

(賦課割合は一般被保険者分 ただし, 介護納付金分は全体分)

年度		区 分	税 率 及 び 賦 課 割 合					
			所 得 割		均 等 割		平 等 割	
26	決 算	医療分	53.56%	8.00/100	27.41%	21,000円	19.03%	23,300円
		支援金分	55.55%	2.60/100	25.90%	6,200円	18.55%	7,100円
		介護分	54.13%	2.40/100	26.67%	7,400円	19.20%	6,400円
27	決 算 見 込	医療分	53.23%	8.00/100	27.52%	21,000円	19.25%	23,300円
		支援金分	55.35%	2.60/100	25.93%	6,200円	18.72%	7,100円
		介護分	53.98%	2.40/100	26.68%	7,400円	19.34%	6,400円
28	当 初 予 算	医療分	47.48%	8.00/100	31.01%	21,000円	21.51%	23,300円
		支援金分	56.67%	2.60/100	25.25%	6,200円	18.08%	7,100円
		介護分	55.29%	2.40/100	25.83%	7,400円	18.88%	6,400円

年度別の保険税賦課状況

年度		区 分	現 年 課 税 分 (調定額)			
			一世帯当たり	前年度対比	一人当たり	前年度対比
26	決 算	医療分	90,496円	97.91%	56,031円	98.70%
		支援金分	28,325円	99.27%	17,538円	100.07%
		介護分	23,906円	101.72%	19,786円	100.18%
27	決 算 見 込	医療分	88,454円	97.74%	55,279円	98.66%
		支援金分	27,798円	98.14%	17,372円	99.06%
		介護分	23,761円	99.39%	19,861円	100.38%
28	当 初 予 算	医療分	88,603円	81.73%	55,752円	83.48%
		支援金分	33,065円	97.65%	20,806円	99.75%
		介護分	28,487円	94.10%	24,083円	96.30%

(2) 国保事業の年度別状況

(保険税は現年課税分)

区 分		年 度	単 位	26 (決算)	27 (決算見込)	28 (当初予算)
險被 者保	人 員 (平 均)		人	140,936	137,652	134,904
	世 帯 (平 均)		世帯	87,261	86,026	84,887
保 險 税 限 度 額			円	医療 510,000 支援金 160,000 介護 140,000	医療 520,000 支援金 170,000 介護 160,000	医療 540,000 支援金 190,000 介護 160,000
	保 險 税 収 納 率		%	87.74	88.73	89.00
	受 診 率		‰	1,082.67	1,100.58	-
療養 諸費	費 用 額		千円	56,009,523	57,480,853	58,421,898
	保 險 者 負 担 分		‰	40,852,070	41,939,465	48,508,071
	一 人 当 た り 費 用 額		円	397,411	417,581	433,063
	一 人 当 た り 保 險 者 負 担 額		‰	289,863	304,677	359,575
決 算 額 ・ 算 入 額	歳 入		千円	68,799,473	68,799,473	81,120,900
	歳 出		‰	72,920,840	72,920,840	81,120,900
	差 引		‰	△4,121,367	△4,121,367	0
単 年 度 収 支		‰	△938,593	△938,593	-	

(3) 保険税収納見込

(単位：千円)

年度	区 分	調定額 (A)	最終予算額 (B)	収入済額 (C)	収 納 率	
					対 調 定 (C)/(A)	対 予 算 (C)/(B)
27	現年課税分	10,916,378	11,690,561	9,685,916	88.73%	82.85%
	滞納繰越分	5,471,285	4,595,458	968,454	17.70%	21.07%
	計	16,387,663	16,286,019	10,654,370	65.01%	65.42%

(4) 保険税納付区分比見込 (現年課税分)

(単位：世帯，千円，%)

区 分	納付組合	口座振替	自主納付	納税嘱託員	合 計
納 付 対 象 世 帯 数	1,276	36,667	47,132	-	85,075
構 成 比 率	1.50	43.10	55.40	-	100.00
保 險 税 収 納 額	193,946	4,924,409	4,514,713	52,848	9,685,916
構 成 比 率	2.00	50.84	46.61	0.55	100.00

(5) 納付組合の結成状況等

・ 結成状況 (平成28. 4. 1 現在)

保険区数274区 (保険委員納付組合長117人) 組合加入世帯数1,276世帯

(6) 納付組合の表彰及び助成 (27年度決算見込)

ア 優良納付組合及び保険委員納付組合長の表彰 年1回

イ 保険委員納付組合長への報償金 10,929,497円

(7) 経理状況							
歳 入		(単位：千円, %)					
科 目		26年度決算		27年度決算見込		28年度予算	
保 險 税		10,902,319	15.86	10,654,371	13.30	11,406,579	14.06
一 部 負 担 金		0	0.00	0	0.00	1	0.00
使 用 料 及 び 手 数 料		8,968	0.01	8,632	0.01	9,100	0.01
国 庫 支 出 金	療 養 給 付 等 負 担 金	12,831,198	18.65	12,809,608	15.99	12,322,571	15.19
	共 同 事 業 負 担 金	443,828	0.65	477,216	0.60	517,589	0.64
	特 定 健 診 等 負 担 金	65,233	0.09	63,854	0.08	60,260	0.07
	財 政 調 整 交 付 金	6,041,512	8.78	6,344,321	7.92	6,031,901	7.44
	そ の 他 補 助	4,582	0.01	8,285	0.01	10,172	0.01
	計	19,386,353	28.18	19,703,284	24.60	18,942,493	23.35
療 養 給 付 費 交 付 金		2,518,624	3.66	1,967,807	2.46	1,551,840	1.91
前 期 高 齢 者 交 付 金		15,437,253	22.44	16,186,189	20.21	16,902,867	20.84
県 支 出 金		3,758,194	5.46	3,679,530	4.59	3,753,937	4.63
共 同 事 業 交 付 金		10,323,216	15.00	20,349,122	25.41	21,359,616	26.33
一 般 会 計 繰 入 金		6,305,265	9.16	7,018,136	8.76	7,030,809	8.67
繰 越 金		0	0.00	0	0.00	2	0.00
そ の 他 の 収 入		159,281	0.23	523,503	0.65	163,656	0.20
合 計		68,799,473	100.00	80,090,574	100.00	81,120,900	100.00
歳 出							
総 務 費		290,331	0.40	298,988	0.35	320,758	0.40
保 險 給 付 費	療 養 給 付 費	40,332,719	55.31	41,436,199	48.60	41,449,573	51.10
	療 養 費	600,568	0.83	583,366	0.68	608,198	0.75
	計	40,933,287	56.14	42,019,565	49.28	42,057,771	51.85
	高 額 療 養 費	6,006,232	8.24	6,467,916	7.59	6,444,750	7.94
	高 額 介 護 合 算 療 養 費	409	0.00	4,255	0.00	5,300	0.01
	移 送 費	332	0.00	0	0.00	250	0.00
	審 査 支 払 手 数 料	113,301	0.15	114,833	0.13	134,781	0.17
	出 産 育 児 一 時 金	276,124	0.38	265,067	0.31	279,440	0.34
	葬 祭 費	16,260	0.02	16,020	0.02	17,060	0.02
	計	47,345,945	64.93	48,887,656	57.34	48,939,352	60.33
後 期 高 齢 者 支 援 金		7,619,875	10.45	7,539,397	8.84	7,253,272	8.94
前 期 高 齢 者 支 援 金		6,032	0.01	5,238	0.01	3,842	0.00
老 人 保 健 拠 出 金		278	0.00	278	0.00	221	0.00
介 護 納 付 金		3,243,659	4.45	2,972,215	3.49	2,789,653	3.44
共 同 事 業 拠 出 金		10,115,734	13.87	20,187,399	23.68	21,274,151	26.23
保 健 事 業 費		413,798	0.57	410,109	0.48	470,101	0.58
諸 支 出 金		702,414	0.96	839,564	0.98	39,550	0.05
予 備 費		0	0.00	0	0.00	30,000	0.04
繰 上 充 用 金		3,182,774	4.36	4,121,367	4.83	0	0.00
合 計		72,920,840	100.00	85,262,211	100.00	81,120,900	100.00
差 引 過 不 足 額		△4,121,367	-	△5,171,637	-	0	-
単 年 度 収 支 額		△938,593	-	△1,050,270	-	-	-

(8) 保健事業

① はり・きゆう施設の利用補助

施術1回につき1,100円

4月	60回	5月	55回	6月	50回
7月	45回	8月	40回	9月	35回
10月	30回	11月	25回	12月	20回
1月	15回	2月	10回	3月	5回

※利用回数は、交付月により異なる。

年度別利用状況

区 分	年 度	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
件 数 (件)		79,705	79,868	77,735	79,708	77,347
単 価 (円)		1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
金 額 (円)		87,675,500	87,854,800	85,508,500	87,678,800	85,081,700

② 外来人間ドックの利用補助

2万円を上限として検査料金(消費税を除く)の半額補助(ただし、前年度保険税完納世帯で4月1日現在35歳以上の人)

年度別利用状況

区 分	年 度	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
利用件数 (人)		427	417	481	474	433
補助金額 (円)		7,687,242	7,515,492	8,600,793	8,494,729	7,735,187

③ 脳ドックの利用補助

2万円を上限として検査料金(消費税を除く)の半額補助(ただし、前年度保険税完納世帯で4月1日現在35歳以上の人)

年度別利用状況

区 分	年 度	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
利用件数 (人)		318	368	344	326	334
補助金額 (円)		6,057,056	6,945,910	6,479,090	6,006,432	6,102,673

④ 特定健康診査・特定保健指導の実施(40歳以上74歳までの人)

(単位:人,%)

区 分	年 度	特定健康診査			特定保健指導		
		平成25	平成26	平成27	平成25	平成26	平成27
対 象 者		90,283	89,725	89,143	2,859	3,069	2,995
受 診 者		26,263	27,774	27,683	920	889	645
受 診 率		29.1	31.0	31.1	32.2	29.0	21.5

※平成25、26年度は、国への法定報告に基づく数値。

※平成27年度は、28年5月末現在の法定報告の数値。

特定保健指導の受診者は終了数。

※平成20年度から開始

(9) 高額療養資金の貸付制度

(昭和53.1.1実施)

高額な医療費の支払いが困難な国民健康保険の被保険者に対し、必要な資金を貸し付ける制度

- ・対象・貸付金額 医療費の一部負担金が高額療養費の自己負担限度額を1万円以上上回る場合で、支払いが困難な人に高額療養費の支給見込額を貸し付ける。
 - ・貸付利子 無利子
 - ・申請書の提出先 市社会福祉協議会市役所分室・谷山分室及び吉田・桜島・喜入・松元・郡山各支所総務市民課
 - ・基金の額 4,000万円
 - ・貸付件数・金額 1,550件 257,886,055円（平成27年度実績）
- (10) **退職者医療制度** (昭和59.10.1実施)
- ・対 象 65歳未満の国保加入者で被用者年金受給者及びその被扶養者
 - ・該 当 者 退職被保険者本人(A) 2,599人
(平成28.4.末現在) ♪ 被扶養者(B) 664人
- 該当率 $\frac{(A) + (B)}{\text{国保被保険者数}} = 2.4\%$

12 市民サービスステーション

設置目的

市民の利便性の向上を図るため、土曜日・日曜日・祝日等の休日でも住民票の写しや戸籍謄抄本、印鑑登録証明書等を請求できる窓口として設置する。

名称及び設置場所並びに設置年月日、面積

- ・鹿児島市鴨池市民サービスステーション
鴨池二丁目26番30号（イオン鹿児島鴨池店2階電車通り側）TEL 250-7595
平成6年7月1日設置 面積 84.51㎡
- ・鹿児島市鹿児島中央駅市民サービスステーション
中央町1番地1（鹿児島中央駅西口1階）TEL 285-5502
平成8年6月19日設置 面積 78.67㎡

取扱業務

- (1) 住民票の写しの交付
- (2) 住民票記載事項証明書の交付
- (3) 公的年金受給者に係る現況届等の記載事項証明書の交付
- (4) 印鑑登録証明書の交付
- (5) 戸籍及び除籍の全部事項又は個人事項に関する証明及び謄本又は抄本の交付
- (6) 戸籍の附票の写しの交付
- (7) 身分証明書の交付

(8) 受理証明書の交付

※ (5)～(8)については、平日の午後5時15分から午後6時30分までと土曜日・日曜日・祝日等の休日は、申請受付のみ行い、証明書は後日交付する。(交付の方法は、来所または郵送の2通り)

業務日及び業務時間

- (1) 業務日 水曜日及び12月29日～翌年1月3日を除く毎日
- (2) 業務時間 午前10時～午後6時30分

13 コンビニ交付による証明発行

市民の利便性の向上を図るため、市役所の開庁時間以外においても、コンビニエンスストアで住民票の写しなどを交付するサービスを実施する。

利用者登録開始日 平成25年8月19日

サービス開始日 平成26年1月14日

取扱証明 住民票の写し、印鑑登録証明書、所得額証明書、課税額（非課税）証明書、所得額・課税額証明書、市・県民税納税証明書

利用可能時間 午前6時30分～午後11時（12月29日～翌年1月3日を除く）

14 ワンストップ窓口サービスの実施

市民サービスの向上を図るため、住民異動に伴う国保・年金・福祉等の一連の手続きを基本的に一つの窓口で行うワンストップ窓口サービスを本庁市民課で実施する。

サービス開始日 平成23年10月3日

15 個人番号カードの交付

社会保障・税番号制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための制度である。同制度において、平成28年1月からの個人番号利用の開始に伴い、「番号確認」と「本人確認」ができることをはじめとした利便性の高い「個人番号カード」の交付とその普及促進を図る。

1. 交付スケジュール

- (1) 通知カードの送付開始日 平成27年11月18日
(※通知カードは、個人番号を記載した紙製のカード)
- (2) 個人番号カードの交付申請受付開始日 平成27年10月5日
(※個人番号カードは、ICチップを内蔵したプラスチック製の写真付カード)
- (3) 個人番号カードの交付開始日 平成28年1月21日

2. 交付場所

住民票の住所地を管轄する本庁及び支所

16 人権啓発

我が国においては、基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下、これまで人権に関するさまざまな施策が講じられてきたが、今日においても、生命・身体の安全にかかわる事象や、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別その他の人権侵害がなお存在している。また、国際化、情報化、高齢化等の社会情勢の変化や価値観の多様化等により人権に関する新たな課題も生じてきている。

このため、国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするため、平成12年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を公布し、平成14年3月には、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定した。

本市においても、平成19年1月に人権教育及び人権啓発に関する施策を推進していくため、「鹿児島市人権教育・啓発基本計画」を策定した。この基本計画に基づき、各関係実施機関と緊密に連携し、学校、家庭、地域社会、企業などあらゆる場を通して人権意識の高揚を図るとともに、さまざまな人権問題における偏見や差別意識の解消に向けた人権教育、人権啓発の推進に取り組んでおり、第5次総合計画においても、基本施策に「人権尊重社会の形成」を掲げ、市民の人権意識を高めるため、あらゆる場、あらゆる機会を捉えて人権教育、人権啓発を推進し、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めることとしている。

平成27年7月には、それらの施策等を総合的かつ計画的に推進するため、鹿児島市人権啓発に関する懇話会を設置したところである。

人権啓発室における主な取組

(1) 人権啓発活動

さまざまな人権問題について、広く市民、企業等に啓発し、市民一人ひとりが正しい理解と認識を深め、お互いの人権を尊重し合う意識の高揚を図る。

- ① 人権啓発冊子及びリーフレットの作成・配布
- ② 人権啓発ポスターの作成・配布及び市電・市バス等への掲出
- ③ 人権啓発パネル展の開催
- ④ 「人権の花」運動の実施
- ⑤ 街頭啓発

(2) 人権擁護委員の推薦

市民の基本的人権の擁護等を目的とする人権擁護委員を法務大臣に対し、議会の意見聴取を経て推薦する。

<× ㄷ>